（前のページより続き）

〔国会事項〕
内閣　内閣府　財務省
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
国有林野の活用に関する基本的事項の一部改正について（農林水産省）
国家試験
第四十七回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）
国土調査の成果の認証の公告
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**農林水産省設置法の一部を改正する法律**（法律第三〇号）（農林水産省）

一　地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務の規定の追加

地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に、次に掲げる事務の規定を追加することとした。（第一八条第一項及び第二〇条第一項関係）

㈠　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出に関する事務

㈡　農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務

二　地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定の削除

地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターに関する規定を削除することとした。（改正前の第一九条及び第二二条関係）

三　その他

その他所要の規定を整備することとした。

四　施行期日

この法律は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇**国の所有に係る日本郵政株式会社の株式の処分に関する政令**（政令第二四三号）（財務省）

一　財務大臣は、国の所有に係る日本郵政株式会社の株式の金融商品取引所に上場されるまでの間における売払いについては、あらかじめ公示した価格により随意契約によることができることとした。

二　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

農林水産省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十号

農林水産省設置法の一部を改正する法律

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十条」に、「第二十三条」を「第二十一条」に、「第三節　削除　林野庁」を「第二節　林野庁」に、「第二十九条―第三十一条」を「第二十二条―第二十四条」に、「第三十二条」を「第二十五条」に、「第三十三条―第三十五条」を「第二十六条―第二十八条」に、「第四節　水産庁」を「第三節　水産庁」に、「第三十六条―第三十八条」を「第二十九条―第三十一条」に、「第三十九条」を「第三十二条」に、「第四十条」を「第三十三条」に、「第四十一条」を「第三十四条」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十号まで」の下に「、第十一号（輸出に係るものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とする。

第二十一条第一項第一号中「第十号」の下に「、第十一号（輸出に係るものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

第二十一条を第二十条とする。

第二十二条を削る。

第四章第一節中第二十三条を第二十一条とする。

第四章第二節を削る。

第四章第三節第一款中第二十九条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条とし、第三十一条を第二十四条とする。

第四章第三節第二款中第三十二条を第二十五条とし、第三十三条を第二十六条とし、第三十四条を第二十七条とし、第三十五条を第二十八条とし、同節を同章第二節とする。

第四章第四節第一款中第三十六条を第二十九条とし、第三十七条を第三十条とし、第三十八条を第三十一条とする。

第四章第四節第二款中第三十九条を第三十二条とする。

第四章第四節第三款中第四十条を第三十三条とする。

第四章第四節第四款中第四十一条を第三十四条とし、同節を同章第三節とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

（処分、照会等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してした照会その他の行為（以下「照会等」という。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に対してした照会等とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農産物検査法の一部改正）

第五条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を削る。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正）

第六条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項を削る。

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三